

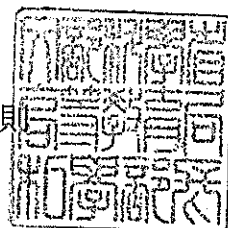


29 文科高第 10 号
平成 29 年 4 月 3 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

村 田 善 貞



(印影印刷)

私立大学が行う受託研究に係る法人税の非課税措置に関する税制改正について（通知）

平成 29 年 3 月 31 日に、別添のとおり、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 106 号。以下「改正令」という。）が公布され、同年 4 月 1 日にその一部が施行されました。

平成 14 年の税制改正により、学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）について、一定の要件を満たすものは、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項第 10 号に規定する請負業の範囲から除外することとされたところですが、今般の改正により、その要件が見直されました。

改正の趣旨、概要及び留意事項は、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお願いします。

また、「私立大学における受託研究について（通知）」（平成 14 年 4 月 4 日付け 14 文科高第 26 号）の 3～5 については、今後、本通知によるものとします。

なお、本改正を踏まえた、受託研究に係る契約又は協定における記載の例等については、追って連絡いたします。

記

第一 改正の趣旨

平成 14 年の税制改正により、私立大学が行う受託研究のうち一定の要件を満たすものは、施行令第 5 条第 1 項第 10 号に規定する請負業の範囲から除外されることとされた。当該要件は、民間の研究と競合することのない、

本来の教育研究活動と密接に関連するものを法人税の課税対象から除外するため、以下の（１）及び（２）を満たすこととされていたところである。

（１）受託研究に係る実施期間が３か月以上のもの

（２）受託研究に係る契約又は協定において研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているもの

しかしながら、近年の受託研究は、応用研究や開発研究のニーズが高く、企業側から成果を求められるスピードが速くなっており、加えて、科学技術イノベーションの進歩により短期間であっても教育研究活動と密接に関連する研究が発生しており、契約期間のみで一律に民間の研究との競合性及び教育研究活動との関連性を判断することは困難である。また、必ずしも研究成果が公表されない場合であっても、大学に研究成果の一部又は全部が帰属する場合には、大学において、当該研究成果が研究又は教育に継続的に活用されることが前提となるため、こうした受託研究は、大学の教育研究活動そのものと同一視することが可能である。

以上を踏まえ、受託研究が請負事業の範囲から除外されるための要件の見直しを図ることとしたものである。

第二 改正の概要

請負業の範囲から除外される受託研究の要件が改正されたこと。（改正令による改正後の施行令第５条第１項第１０号ニ）

具体的には、以下の（１）又は（２）を満たすこととされた。

（１）受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部又は一部が学校法人に帰属する旨が定められているもの

（２）受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められていること

第三 留意事項

1. 請負業の範囲から除外される受託研究は、民間の研究と競合することのない、私立大学本来の教育研究活動と密接に関連するものであることに鑑み、新たな知見を創造する研究活動とは認められない、単なるデータや、単純な労務の提供等に関わる成果を意味なく帰属させることは厳に慎むこと。
2. 「学術研究の発展に資するため適切に公表される」とは、例えば論文や学会発表等の手段により、「研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること」（「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）より抜粋）をいうこと。公表の方法は必ずしも論文及び学会発表に限るものではないが、例えば、インターネット上の限られた者が閲覧する場への投稿のみをもって「学術研究の発展に資するため適切に公表」したということとはできないこと。

3. 税制優遇措置を受けるに足る十分な公益性を担保するため、各研究者に対し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を遵守し、研究活動を適正に行うよう改めて徹底すること。

(参考URL)

○私立大学における受託研究について（通知）（平成 14 年 4 月 4 日付け 14 文科高第 26 号）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/001/001.htm

○研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(添付資料)

【別添 1】法人税法施行令等の一部を改正する政令（抜粋）

【別添 2】法人税法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表（抜粋）

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
(電話) 03-5253-4111 (内線 2532)

法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六号）（抜粋）

第五条第一項第十号二中「当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びに」を削り、「において」を「において、当該研究の成果の全部若しくは一部が当該学校法人に帰属する旨又は」に、「の帰属及び公表に関する事項」を「について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 省 略

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第四条 新令第五条第一項（第十号二に係る部分に限る。）（収益事業の範囲）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）新旧対照表（抜粋）

改正後

（収益事業の範囲）

第五条 法第二十三条（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一 九 省 略

十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるものの以外のもの

イ ハ 省 略

ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（その委託に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部若しくは一部が当該学校法人に帰属する旨又は当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められているものに限る。）

十一 三十四 省 略

改正前

（収益事業の範囲）

第五条 同 上

一 九 同 上

十 同 上

イ ハ 同 上

ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。）

十一 三十四 同 上

2 同 上